

議案第8号

東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について

東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

平成30年3月15日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

市の組織機構の再編に伴う所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東 広 島 市
東広島市教育委員会 訓令第 号
東広島市消防局
東広島市水道事業

東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 月 日

東 広 島 市 長 高 垣 廣 徳

東広島市教育委員会教育長 津 森 毅

東 広 島 市 消 防 局 長 古 川 晃

東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する訓令

東 広 島 市
東広島市教育委員会 訓令第1号)の一
東広島市消防局
東広島市水道事業

部を次のように改正する。

別表政策企画部の項中「企画課長」を「総合政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

東広島市生涯学習推進本部設置要綱（平成17年訓令第1号/教育委員会訓令第1号/水道事業訓令第1号/消防局訓令第1号）【抜粋】

新		旧	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
総務部	総務課長	総務部	総務課長
政策企画部	総合政策課長	政策企画部	企画課長
財務部	財政課長	財務部	財政課長
生活環境部	地域づくり推進課長	生活環境部	地域づくり推進課長
健康福祉部	社会福祉課長	健康福祉部	社会福祉課長
こども未来部	こども家庭課長	こども未来部	こども家庭課長
産業部	農林水産課長	産業部	農林水産課長
建設部	建設管理課長	建設部	建設管理課長
都市部	都市計画課長	都市部	都市計画課長
下水道部	下水道管理課長	下水道部	下水道管理課長
消防局	消防総務課長	消防局	消防総務課長
水道局	業務課長	水道局	業務課長
学校教育部	教育総務課長、学事課長、指導課長、青少年育成課長	学校教育部	教育総務課長、学事課長、指導課長、青少年育成課長
生涯学習部	スポーツ振興課長、文化課長	生涯学習部	スポーツ振興課長、文化課長